資料3

I 国、県、社会の動向

1. 国の動向

(1)第4次男女共同参画行動計画の策定(H27年12月) 【強調している視点】

- ・男性中心の労働慣行の変革
- ・多様な働き方の普及
- ・防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) 女性活躍推進法の施行(H27年9月) 基本指針の中で、行政に求めるもの

- ・事業主の取組に対する支援
- ・女性に対する支援措置,職業生活と家庭生活の両立に必要な環境整備
- ・女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革の加速化

(3) 働き方改革実行計画の策定(H29年3月)

多様で柔軟な働き方が可能となり、誰もが生きがいを持って 能力を発揮できる社会の実現

2. 県の動向

とちぎ男女共同参画プラン(4期計画), 栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画の策定(H28年3月)

・とちぎ男女共同参画プランでは、「困難を抱える女性等への 支援」を新たに設定

3. その他の動き

- (1)「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策」(H29年4月)の取りまとめ
- ・児童・生徒に対する被害防止のための教育・啓発
- (2)「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の決定(H 29年4月)
- ・被害防止等に向けた啓発

(3)性的少数者の方々に対する理解と支援の促進

- ・セクハラ指針が改定(H26年7月)
- ⇒ 同性間の言動も該当
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る,児童生徒に対する具体的な配慮事項などの通知」(H28年4月通知)
- ・地方自治体におけるいわゆる「パートナーシップ条例」等 の制定、LGBT支援宣言
- ⇒ 渋谷区ほか

Ⅱ 本市の現状

1. 人口推移等の状況

■生産年齢人口の推移

328,489人 (2015年) ⇒ 238,490人 (2050年) (出典:政策審議室調べ)

■老年人口比率

・老年人口の高まりに伴い要介護認定者数も増加

7. 5% (S 5 5) ⇒ 23. 0% (H 2 7) (出典:総務省 国勢調査)

■要介護認定者数

6,742人(H12) ⇒ 19,660人(H28) (出典:高齢福祉課調べ)

■生涯未婚率

男性 5.0% (H2) \Rightarrow 22.5% (H27) 女性 3.8% (H2) \Rightarrow 11.7% (H27)

(出典:総務省統計局「国勢調査」)

2. 男性の家庭参画状況

■民間事業所の男性の育児休業取得率

4.8% (H24) ⇒ 5.8% (H27) (参考) 国1.9% (H24) ⇒ 2.7% (H27) (出典:宇都宮市・宇都宮商工会議所・うつのみや商工会「平成27年度 労働条件実態調査報告書」,厚生労働省「雇用均等基本調査」)

■男性の家事、育児参加状況【栃木県】

育児 41分 家事 14分

(参考) 国 育児 39分 家事 12分

(6歳未満の子供がいる夫の一日の平均時間) (出典:総務省 平成23年社会生活基本調査 生活時間に関する結果)

3. 就労や意思決定の場での女性の参画状況

■女性の年代別労働力率 (いわゆるM字カーブ) の状況 M字の左のピーク (20代後半) とM字の底 (30代) の値の差

11.5ポイント (H22) ⇒10.7ポイント (H27) 全国平均8.7ポイント (H27)

(出典:総務省国勢調査)

■女性の就業継続年数

11.1年(H21) ⇒ 12.4年(H27) (参考) 男性14.2年(H21) ⇒14.4年(H27) (出典:宇都宮市・宇都宮商工会議所・うつのみや商工会「平成27年度労働条件実態調査報告書」)

■女性の平均初婚年数

28. 2歳 (H18) ⇒ 29. 5歳 (H27) (出典: 宇都宮市統計書)

■自治会長に占める女性の割合

3.8% (H24) ⇒ 4.6% (H28) (参考) 市町村4.4% (H24) ⇒5.2% (H28) (出典:女性の政策・方針決定過程への参画状況)

■防災会議に占める女性の割合

2.2% (H26) ⇒ 6.5% (H28) (参考) 市町村7.1% (H26) ⇒8.0% (H28) (出典:女性の政策・方針決定過程への参画状況)

■行政の分野における女性管理職の登用

 $\underline{5. 9\% (H23)} \Rightarrow 10.8\% (H28)$

(参考) 市町村

10.4% (H23) ⇒ 13.5% (H28) (出典: 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況)

4. あらゆる暴力

■栃木労働局に寄せられたセクハラ・マタハラ相談件数 【栃木県】

セクハラ35件 (H25) \Rightarrow 179件 (H27)マタハラ35件 (H25) \Rightarrow 62件 (H27)

(出典:栃木労働局調べ)

■自立支援事業の参加者数

延226人 (H24) ⇒ 延305人 (H28)

(出典:女性相談所調べ)

5. 女性活躍に係る事業所の取組状況(事業所意識調査 結果から)

- ■ポジティブアクション(女性を積極的に採用することなど)についての措置」や「子育てや介護と仕事の両立について、勤務時間の短縮等を実施している」事業所は、5割前後となり、中小事業者にも浸透しつつあることが何えるが、ワーク・ライフ・バランスについては、「取り組むつもりがない」、「今後取り組みたい」と回答した事業所が6割あるなど、様々な視点から、働き続けやすい職場環境の整備に取り組もうとする意欲が感じられる事業所はまだまだ少ない。
- ■セクハラ等への対応についても、指針の見直しを知っていても、「問題はないので、防止策はしていない」が多い。

【参考】

・女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画届出状況 (300 人以下)

124社(H29.3.31 栃木県)

・女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定状況 (301 人以上)

1社 (H29.3.31 栃木県)

・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定状況

8 社 (H29.3.31 宇都宮市所在企業)

◎ 計画策定に向けた課題

課題A 性別による固定的な役割分担意識の解消,男性の家庭参画の促進が必要

・中高年男性における性別による固定的な役割分担意識は 根強く、平等感には男女差があることから、各年代に合わ せた意識の醸成を図るなどの取組が必要

(資料2-1①②)

・若年層における男性の家庭参画への意識の変化はみられるものの、男性は仕事を優先せざるを得ない状況があり、男性の家庭参画の妨げになることから、長時間労働の見直し等、男性や事業主などに対する意識を変革する取組が必要(資料 2-2 56

課題B 働くことを希望する女性が働き続けられ、長期的なキャリア形成を可能とする就業、能力向上のための支援や職場環境の充実が必要 女性活躍推進法対応

- ・女性の就業継続や再就職、キャリアアップ支援のためには、保育環境の確保や能力向上に繋がる学習環境の整備が必要(資料2-2⑤)
- ・女性の活躍を推進するためには、事業主の積極的な取組が必要であることから、事業所におけるポジティブアクションの推進や一般事業主行動計画策定に対する支援が必要 (II 本市の現状 5)
- ・誰もが希望どおりの生活スタイルを実現できるようにするため、働き方改革と一体となった多様で柔軟な働き方を促進する取組に対する支援や労働環境の見直しを推進していくとともに、事業所における独自の取組の推進に繋がるインセンティブについての検討が必要(資料2-26)

課題C 政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要

- ・地域活動においては、災害時の対応にみられるように、生活者としての女性の視点が不可欠であることから、参加の促進に向け、市民協働の意識の醸成を図るとともに、情報提供方法の多様化が必要(資料2-1 ③)
- ・審議会等における女性登用の働きかけが必要であるとと もに、女性リーダーの育成が必要(資料2-14)

課題D 男女共同参画の視点に立った人権の尊重が必要

- ・若年女性層に対する性的な暴力問題に対する未然防止や被害に遭った場合の早期相談の重要性に関する意識啓発等が必要(資料 2 2⑦)
- ・性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進が必要(資料 2-2 ⑧)
- ・他自治体などの動向を踏まえ、性的少数者等に関する理 解促進を図るための調査研究が必要

(I 国, 県, 社会の動向 3 (3))